

償却率と差別減価償却率との矛盾の指摘は、減価償却論争の背景にあった重要な事実として是非とも行われたかった。

第3章は、約250ページがそれに当てられて本書の主要部分をなすものである。

著者は10年に近い論争に参加した論客の所説を広汎に涉獵し、論争の経過を追って、それぞれを紹介、要約されている。おそらくこの間の経済専門誌に載った関係論文のほとんどが網羅されているであろう。この精力的作業には敬意を表わしたい。

しかしながら本章は、主として諸論文をその発表順に要約するという体裁をとっているため、論争が内容的に整理されているとは評し難い。たとえば、社会主義経済にも固定フォンドの道徳的磨滅(第1形態および第2形態)が存在するものとして、それが生産物に価値移転するか否か(すなわち減価償却費に算入されるか否か)というような理論問題を取り上げ、これがいかなる論者により、いかなる論拠で、どのように主張されたのかといった点を整理して示されたならば有難かったと思う。この問題は、マルクスの所説も、ある箇所では価値移転するというがごとく、また別の箇所ではしないというがごとくであり、明瞭でないところであり、当然、これをめぐって論争が行われたのであるが、これについての紹介が本書では各所に分散しているので、体系的に把握しえないうらみがあるのである。たとえば諸論説を、(1)道徳的磨滅は第1形態、第2形態ともに価値移転をするとの説、(2)道徳的磨滅は両形態ともに価値移転をしないとの説、(3)第1形態の道徳的磨滅は価値移転しないが第2形態の道徳的磨滅は価値移転するとの説、というように整理されて、それぞれの論拠を要約・対照するような部分があったらと思う。

第4章は、論争の結実である新制度の紹介である。固定資産の詳細な新分類、広範囲な統一再評価、新差別償却率の制定の経緯が詳記されている。

この章で記されることが望ましかったことは、新減価償却率作成の基礎となった「減価償却期間」の測定原理である。減価償却期間とは物理的耐用命数とは異なり、道徳的磨滅(第2形態)をも考慮した固定フォンド価値の補償期間(つまり機能的耐用命数)とされるのであるが、これはおそらく科学的測定の極めて困難なものである。この測定がソビエトではいかに行われたのか。フィリップボフは次のように述べている。

「経済的に合理的な労働手段の機能期間を正しく決定することは、極めて重要な課題であるとともに非常に困

難な課題である。なぜならば、それは、多くの技術的・経済的要因、すなわち、労働手段の物理的磨滅、その構造的・物質的特性にもとづく堅牢性、技術的進歩の結果としての道徳的磨滅、労働手段の磨滅に影響する利用条件の特性、陳腐化固定資産取替の可能性、近代化および大修繕を行うことの経済的合理性に依存しているからである。

経済的に合理的な固定資産の価値回収期間——減価償却期間——は、固定資産の個々のグループごとに上記諸要因を総合的に考慮して決定されたのである<sup>7)</sup>。」

しかし問題は、いかに総合したかであり、総合の原理である。この点は、ソビエトの文献でも明らかにはされていないようではあるが、重要な問題であるにもかかわらず明らかでない旨の指摘は行われた方がよいであろう。

第5章では、論争後、旧来の学説が変更されて新学説として定説となった点および今後の問題点が要領よく摘要されている。

【竹村欣也】

浅田喬二

### 『日本帝国主義と旧植民地地主制』

御茶の水書房 1968.4 VII, 239, IV ページ

すでに、今から6年前に『日本資本主義と地主制』と題されて「明治時代から農地改革前夜までの北海道地主制の展開過程」を追求された著者は、ひきつづき「日本地主制の全運動過程の把握のために」、「日本帝国主義体系の構造の一環に編入されていたところの旧植民地(台湾・朝鮮・満州)における日本人大土地所有の展開構造を」本書で検討されている。つまり、従来の日本帝国主義史論が、植民地問題を本格的に取上げなかった点への批判的反省として、「旧植民地への地主的進出・土地侵略の具体的様相の解明」を企図され、「日本地主制の、とくに後退期日本地主制の解明に際しては、旧植民地における日本人大土地所有の検討」が必要であり、そうしなければ「日本地主制の全生涯把握は完結しない」のではないか、と根本的疑義を提示されている。以下、内容の紹介から始めよう。

I.さて、本書は5章から構成されている。第1章の「課題と方法」において、戦後における日本地主制研究が、歴史学の分野では、幕藩体制中期以降の、いわば地主制の形成過程に重点がおかれ、確立期ならびに後退期

7) П. филиппов, Новые нормы амортизации 1963, стр. 72.

の地主制研究が、極めて立おくれている状況であり、経済学の分野では、千町歩地主地帯の研究が、日本地主制の体系的把握のために進められてきたとされる。しかし、後者の包括的研究においても、地主的土地所有の展開を、地主的土地所有の原生的段階における発生史的原型の展開としてのみ検討したために、農地改革の前史としての日本地主制の全貌はそれ程明らかにされてはいない、とされ、しかも北海道を除いた本国地主制の研究にとどまっていたと、される。つづいて、植民地の日本地主制の研究史を検討されて、つぎのように概括されている。1) 台湾については、日本資本主義の米と砂糖の供給基地であった関係から、米作ないしは蔗作農業の発展過程を分析するなかで、小作制度との関連で、日本人の土地所有について、部分的に闇説した業績は数多く存在するものの、台湾における日本地主制の展開過程を、日本地主制の植民地台湾的特質を明らかにする視角から検討したものは皆無である。2) 朝鮮については、『日本資本主義分析』が、日本地主制の植民地朝鮮型の理論的な分析視角を提示していること、および故李在茂氏の一連の業績が、日本帝国主義による朝鮮植民地化の一環として、日本地主制の植民地的移植を検討していること、にもかかわらず、植民地朝鮮における日本地主制の全生涯は分析されていない。3) 满州については、対満農業移民の問題として、あるいは満州植民地化工作との関連で、日本人大地主階級の問題に言及した研究業績は存在するものの、日本地主制の植民地満州的特質を解明したものは皆無である。

かくて、植民地における日本地主制の本格的検討が、日本地主制の全生涯、とくに後退期日本地主制の検討に重要な課題であり、大正中期以降の天皇制ブロック権力の歴史的・段階的特質の把握にとっても、必要なこととされる。そして、以下分析視角として、4点を指摘される。すなわち、第1は、本国地主制の植民地的移植の必然性は何か、第2には、日本地主制の植民地的特質を植民地における日本地主制の全般的運動のなかから構造的に摘出すべき、本国地主制と植民地の日本地主制との同一性と差別性、第3に、地主・小作関係という階級的矛盾に民族的矛盾が重疊した意味での、日本地主制の植民地型の類型化、第4に、植民地における日本地主制把握の方法として、①日本人地主の土地独占度の量的検討、②民族的・地主的支配の具体相の検討、③日本人地主が植民地小作農民から収奪する小作料の形態と内実の検討、などを提唱されている。

**II.** 第2章では、台湾における日本人の地主化過程を、日本人地主の進出状況、土地調査事業・官有林調査およ

び整理事業、地主・小作関係の特質の諸点から追求し、さらに資本性格別・系譜別類型として、独占資本(糖業・茶業・製紙業)地主、産業資本(製菓・コーヒー園経営)地主、地場資本地主に類型化されて、具体的実証を試みられている。

第3章では、まず朝鮮における日本人の地主化過程を、「日韓併合」以前と以後にわけて追求され、併合前は広大な土地を取得して地主化してゆくのに対して、併合後は地主化が積極的におこなわれるものの、むしろ中小土地所有者が多かったとされる。さらに、土地調査事業・国有未墾地払下事業、地主・小作関係の特質からも追求を試み、資本性格別・系譜別類型として、国家地主(朝鮮総督府)、半国家地主(東洋拓殖・鮮満拓殖)、本国地主(三重県の諸戸清六ほか)、華族地主(細川護立候ほか)、「ブルジョア地主」をあげて、その変貌過程をも追求されている。又渋沢財閥直系たる朝鮮興業株式会社の事例分析を通じて、財閥地主の態様を究明される。

第4章では、満州における日本人の地主化過程を「満州国」成立以前と以後にわけて追求され、特に地主・小作関係、商租権問題、土地政策、植民地的土地区奪と反満抗日運動といった諸点から究明される。そして、一般日本人地主と半国家地主(東亜勧業会社・満鮮拓殖会社・満州拓殖植会社)の態様についても具体的追求を試みられている。

**III.** 如上の具体的究明をうけて、終章たる第5章では、植民地型地主制の特質規定を展開されている。すなわち、第1章での課題設定のなかでも、ふれられているように、山田盛太郎氏が日本地主制の類型区分たる東北型・近畿型・北海道型と並んで「植民地計画的の朝鮮の型」(『日本資本主義分析』199頁)を同列視されている点に強い疑義を提出され、植民地型地主制の問題を本国地主制と同一面ではとりあげえない、とされている。それで、日本地主制の植民地型設立の積極的根拠としては、第1に、植民地地主一般が、日本人地主の利害を中心にしていること、第2に、民族的矛盾が階級的矛盾を包摂しつくすという構造において、つまり植民地の日本人地主と植民地小作人との諸関係は、日本人地主を基軸にして形成されていること、第3に、日本帝国主義の植民政策が、植民地の特殊性・相対的自主性を全く無視した本国中心主義であった点を指摘される。さらに、植民地における日本地主制の運動形態の諸特徴としては、植民地の日本人大地主階級の代表は国家・半国家地主であった、日本人の土地獲得は日本帝国主義による植民地支配体制構築のための基礎過程であり、植民地での地主・小

作関係は、民族的矛盾が階級的矛盾を包摂しつくすという意味で植民地的・半封建的性格のものであった、植民地へ輸出された資本は、同時に土地所有へも進出して資本地主となった、諸点をあげられるのである。これらをうけて、日本地主制の植民地台湾型・朝鮮型・満州型の特徴を総括された上で、本国地主制の植民地での再現・補強=本国地主制の危機からの回避・延命を、後退期日本地主制の一存在形態としうるならば、植民地の日本地主制をもふくめた日本の半封建的地主制は、本国地主制の検討のみから結論されるほどには、凋落・解体していないのではないか、換言すれば農地改革迄の日本地主制の強固な存続の条件を指摘されているのである。

**IV.** 以上のように、著者は従来の地主制研究の限界を意識・克服されて、一方では内国植民地ともいるべき北海道および上述來の台湾・朝鮮・満州における地主制の存在形態の究明を試みられて、いわば日本地主制の全生涯把握のために「後退期」という劃期を提唱され、他方では「資本地主」なる範疇設定を提唱し、かつ具体的論証を展開された。この点は正しく評価すべきである。

しかしながら、「後退期」が単に変貌過程に止まらず、「資本地主」をも現出・展開させてゆく点については、著者が繰返し指摘・強調されているのであるが、この点必らずしも、明快な劃期設定とはならないのではあるまい。何故ならば、地主制の劃期設定は、日本資本主義と相互規定性をもつものである点はいうまでもなく、本来、地主制の劃期設定をおこなうとするならば、「零細農耕の論理」と「地主制の論理」の対抗関係として把握・設定されるべきであるからである(山田盛太郎「農地改革の歴史的意義」[『戦後日本経済の諸問題』所収、147頁以下]参照)。

さらに「資本地主」範疇であるが、第1には「地主ブルジョア化」論に強く反対される(浅田氏「後退期日本地主制の存在形態」[『土地制度史学』第34号、2頁以下]参照)とともに、第2に、いわゆる「資本の一般的範式」を例示にとられつつ、「資本地主は、『地主制の論理』を根柢において理解しなければならないが、これに『資本の論理』を加味せずに理解しえない」(本書、257頁)とされ、その「土地所有は半封建的土地所有の形態変化=部分的質変を意味する」(同上、258頁)とされる。第3に、この資本地主は「資本と土地所有とが人格的にも機能的にも結合しているので、その経済的共棲関係は強化の傾向にあった」(前掲、『土地制度史学』18頁)し、その主流は「独占資本」であるから、「独占資本は自己の分身である土地所有を、そう簡単に切り切るわけに

はいかない」(同上、19頁)とされる。とするならば、著者が「農地改革」前史として把握すべく、日本地主制の「後退期」を劃期づけ、「戦前の天皇制ブロック権力の階級的基礎の一半」たる半封建的地主制の強固な存続を主張(同上、19頁)される点と矛盾しないであろうか。まさに、そこでは「ブロック権力」でなく、独占資本一本という論理に帰着せざるをえないからである。

【加藤幸三郎】

鈴木金三

### 『銀行行動の理論』

東洋経済 1968・11 XIV, 252 ページ

戦後のわが国銀行の行動を1つの経済的合理性に則したものとして定式化しようとの試みは、数年前までは極めて寥々たるものであった。1963年、私自身この方向で若干の展開を試みたことがあるが<sup>1)</sup>、鈴木淑夫氏の「金融政策の効果——銀行行動の理論と計測」(1966年)に統いて今1人の鈴木氏による本書と、近年、この分野での研究は急速に本格化しはじめている。

本書の狙いは、戦後日本の金融に特有な経験的事実を、独自の「銀行行動の基礎理論」を定式化した上で解明することにあるとされている。ここでとくに注目されている経験的事実は、① 都市銀行の間では、貸出・預金・収益のいずれをとっても、各行ごとのシェア変動が小さいが、地方銀行の間ではシェアがかなり変動している、② オーバー・ローン、資金不足が都銀に集中的に現われ、他方他の金融機関では余裕資金が生じ、これがコール市場を通じ都銀に供給されている(「資金偏在」)、という2つの現象である。基礎理論の展開にあてられているのが冒頭の3章である。

著者は、銀行が、安全性(支払能力・流動性の維持)と公共性の制約のもとで、次のいずれかの行動原理に則して行動する、と想定する。すなわち、① 利潤の極大化を図る、あるいは、② 最低利潤を確保した上で、販売高(貸出残高、預金残高)の最大化を図る。

いま、ある銀行について、単純化された貸借対照表として(1)を考えよう。

$$L+U=D+Z+B+B^* \quad (1)$$

ここに、 $L$ : 貸出金、 $U$ : 準備金、 $D$ : 本源預金、 $Z$ : 貸出にともなう派生預金、 $B$ : コール・マネー(負のときは

1) 「銀行行動理論と金融モデルの構成」(『経済成長と産業構造(山田雄三博士記念論文集)』所載)